

個人情報保護の国際的整合性 と沖縄個人情報保護特区構想

IGF-Japan設立に向けて～沖縄～

IT津梁パーク

2010年10月30日(土)

一橋大学名誉教授 堀部政男

自己紹介(1)

- 1997年3月まで一橋大学教授
- 1997年4月～2007年3月まで中央大学教授(うち2007年3月までの3年間中央大学法科大学院教授)
- 現在、一橋大学名誉教授、中央大学法科大学院フェロー
- 神奈川県情報公開審査会会長、東京都情報公開・個人情報保護審議会会長等
- OECD(経済協力開発機構)情報セキュリティ・プライバシー作業部会前副議長(1996年～2008年)
- 高度情報通信社会推進本部(本部長＝内閣総理大臣)に1999年7月に設置された個人情報保護検討部会の座長として日本における個人情報保護システムのグランドデザインを明らかにした。

自己紹介(2)

- 「アクセス権」(東京大学出版会、1977年)、「アクセス権とは何か」(岩波書店、1978年)、「現代のプライバシー」(岩波書店、1980年)、「情報化時代と法(NHK市民大学)」(日本放送出版協会、1983年)、「プライバシーと高度情報化社会」(岩波書店、1988年)、「情報公開・個人情報保護」(編著、有斐閣、1994年)、「情報公開・プライバシーの比較法」(編著、日本評論社、1996年)、「メディア判例百選」(編著、有斐閣、2005年)、「インターネット社会と法(第2版)」(編著、新世社、2006年)、「地理空間情報の活用とプライバシー保護」(編著、地域科学研究会、2009年)、「プライバシー・個人情報保護の新課題」(編著、商事法務、2010)等著作多数。

NHKテレビ番組「視点・論点」での紹介

- 毎週月曜日～金曜日 ETV 22:50～23:00、 GTV4:20～4:30
- 堀部政男の紹介:「表現の自由 情報公開 プライバシーの研究と社会的発言」となっている。
- 最近では、2010年9月16日・17日「国勢調査とプライバシー」
- 半世紀(50年)にわたり、表現の自由とともに、情報公開、プライバシー・個人情報保護等について研究し、情報公開思想、プライバシー保護・個人情報保護思想の普及・拡大・制度化に努める。
- また、「情報法」を提唱し、情報にかかわる法について広く論じている。

個人情報保護関係①

- 個人情報保護関係では、1970年代前半にはその制度化を提唱、例えば、次のような個人情報保護の制度化等の検討にかかわる。
- 行政管理庁(当時)プライバシー保護研究会「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(1982年7月)
- 総務庁行政機関における個人情報の保護に関する研究会「行政機関における個人情報の保護対策の在り方について」(1986年12月)
- 経済企画庁国民生活局データ・プライバシー保護研究委員会報告「民間部門におけるプライバシーの保護」(1986年3月)
(研究委員会主査)

個人情報保護関係②

- (財)金融情報システムセンター「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(1987年3月)(専門委員会委員長)
- 自治省個人情報保護対策研究会報告(1987年10月)(研究会座長)
- (財)日本情報処理開発協会「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」(1988年3月)(委員会委員長)
- 国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者取引における個人情報保護の在り方について」(1988年9月)
- 通商産業省機械情報産業局「情報化対策委員会個人情報保護部会報告」(1989年4月18日)(個人情報保護部会座長)

個人情報保護関係③

- 「神奈川県個人情報保護制度に関する提言」(1989年9月)
(個人情報保護推進懇話会副会長)
- 東京都個人情報保護懇談会「東京都の個人情報保護制度のあり方についての提言」(1990年6月)
- 自治省第二次個人情報保護対策研究会報告(1990年7月)
- 郵政省電気通信局「電気通信事業における個人情報保護に関する研究会」報告(1991年8月)(研究会座長)
- 通商産業省機械情報産業局「プライバシー問題検討ワーキンググループ」報告(1996年4月)(ワーキンググループ座長)
- 大蔵省・通産省「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告(1998年6月12日)(懇談会座長)

個人情報保護関係④

- (財)日本情報処理開発協会「個人情報保護に係る環境整備検討委員会」プライバシーマーク制度提言(1998年)(委員会委員長)
 - 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」(1999年11月19日)(検討部会座長)
 - 労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」公表(2000年12月20日)
 - 行政機関等個人情報保護法制研究会「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について—電子政府の個人情報保護」(2001年10月26日)
- 個人情報保護法に基づくガイドライン等策定関与多数(2003年以降)

番号制度と国民ID時代

- **番号制度**—国家戦略室・社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間とりまとめ(2010年6月29日)、プライバシー保護を任務とする「第三者機関」を設置する。
- **国民ID**—高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・新たな情報通信技術戦略工程表(2010年6月22日)、「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」
その中の「短期(2010年、2011年)」で「個人情報保護に関して自己情報を確認できる仕組み等を検討するとともに、監視等を行う第三者機関の在り方を明確化する。」
「中期(2012年、2013年)」で「国民ID制度や第三者機関の設置等に関する制度設計、関連法令の整備を行う」、「国民ID制度に関するシステム要件の整理を行うとともに、システム設計、構築に着手し、第三者機関の設立準備を開始する。」

住民基本台帳ネットワークシステム関係訴訟

住民基本台帳ネットワークシステムについて全国で多くの訴訟が提起された。(1)国が被告となっている訴訟と、(2)国が被告となっていない訴訟に分けられる。

(1)のうち、「国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟」は全国で35件提起され、34件が確定、1件が係属中。その5件について最高裁第1小法廷は、2008年3月6日、住基ネットにより本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は憲法13条に保障された権利ないし自由を侵害しないとして上告を棄却した。(2)の「損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟」の1件について、2006年11月30日に大阪高裁で違憲判決が出て注目された。最高裁第1小法廷は、2008年3月6日、住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は当該住民がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないとして大阪高裁判決を破棄し自判した。その後、最高裁判決にそった下級審判決が出ている。

連続シンポジウム

- 共通番号制と国民ID時代に向けたプライバシー・個人情報保護法制のあり方＜課題と提言＞
- 第1回シンポジウム（2010年8月21日（土）、東京大学情報学環福武ホール）
- 第2回シンポジウム（2010年10月9日（土）、一橋記念講堂）
- 第3回シンポジウム（2010年12月19日（日）、学術総合センター会議室）

プライバシー・個人情報保護— 信頼性構築の基礎

- プライバシー・個人情報の法的保護⇒規制という発想⇒事業展開の阻害要因
- 発想の転換が必要
- 保護しながら活用するという認識—各国がそれぞれ保護措置を講じ、情報流通を自由化し、活用するという認識
- このような認識は国内的にも組織内的にも必要
- プライバシー・個人情報保護のルール化⇒ 保護することによる信頼性の構築
- 高度情報通信ネットワーク社会発展のインフラストラクチャー
- インフラストラクチャー構築のない施策は砂上の楼閣

第1回シンポジウム以降の 関連記事の例示

- 堀部政男「個人情報に『過剰反応』—広がる高齢者の所在不明を考える」、毎日新聞2010年8月27日(金)朝刊「論点」
- 鈴木正朝コメント「個人情報保護の監視機関『番号制』で設立焦点に」、田原和政「論点争点 メディアと人権・法」、日本経済新聞2010年8月30日(月)朝刊
- 堀部政男の発言に言及、若江雅子「日本は個人情報途上国—ITの急激な進歩」、読売新聞2010年9月3日(金)朝刊「緩急話題」
- 堀部政男の発言紹介「個人情報活用へ第三者機関を」、日本経済新聞2010年10月4日(月)朝刊「傍聴席」

広がる高齢者の所在不明を考える

年金などの不正受給を防ぐため法制度見直しを求める声も

堀部 政男

一、揭大名姓或揭
（指報法）



「38年生まれ。東京大学大学院修了。元々公務員や個人情報管理法制の制定に主眼的にかかれ
る。著書は『時代の
プライバシー』など。

第三者からも収集可能。戸内連携懇話会と活用バランスを考える機会に

今年の8月は、高商書の店
在不明というミステリーが目
目を魅めた店だった。1000
歳以上の不明者数は、3000
人近いと噂される。

日本は、農民一人一人が戸籍制度や住民基本台帳制度で公権方によって管理されている。

る稀有な国である。そこでその問題が起るのはいずれか。その原因は、初合所だ。核実験化、南進化による領土開拓

個人情報に「過剰反応」

の諸君は、諸君に件のお話の
關係の幾分など、その點をこ
うしてあらためての考案が
ある。

この問題を最終的に解決した
き、この大成功は原因は、ソ
ライベック、個人情報保護メ
の適用で、また、メニ
した。牛存、牛存、牛存、
は個人情報とその利用が人々
を悩ませている。

自治体の個人情報保護条例は、所定する事務の範囲内での命題的形で書かれている。取捨上当然だ。

同族。住居の生活状況が、世帯に把握するところを職権でなく、因生で把握し、調査の住居で本人に回答できなければ、収集しないという趣意である。但し、感が、保険を使っていない、他者の個人情報等を収集しない。

し、そのまま待つてゐるが、クラスもあつた。それを生かして、本格的に、職員が利用して、住居向の施設を建設するもの、職員が勤務の範囲内で、市内の建設の欠如、建設の遅延が指摘されている。これも、個人、電報機を置いて利用して、ない回が、とある。

制定されたのは、

[illegible]

その後、民生委員が高橋君の住所を知りたいと自治体に頼んで、個人情報保護を多々に拒否されたという苦悶を、高橋君も語っていた。

「フライングパンチ」、個人用防具は必要ではないが、着用しない場合は誤解が、着用しないという場合も誤解になった。一方で、防具を着用者が懸念を述べられることも多い。着用しないように個人用防具の管理と万全を期す必要がある。また、防具の着脱管理も、個別的に「フライングパンチ」の場合、防具の根本用期の明確な理解を促さない状況が望まれた。保護と活用のバランス、つまり、防具の着用と着用しないという状況に

堀部政男の発言に言及、若江雅子「日本は個人情報
途上国」、読売新聞2010年9月3日(金)朝刊

- 「日本も欧州やカナダのように、一括して対応するプライバシーコミッショナーが必要。今のままでは世界から取り残される」。個人情報保護法の生みの親、堀部政男一橋大学名誉教授はこう憂える。プライバシー保護が不十分な第三国への個人情報移転を禁じる、欧州連合(EU)の「個人データ保護指令」が発効したのは1998年。日本はいまだに『十分な』国とは認められておらず、「欧州の日本法人は現地採用の社員の人事を本社に伝えるにもひと苦労」(堀部氏)という。

堀部政男の発言紹介「個人情報活用へ第三者機関を」、 日本経済新聞2010年10月4日(月)朝刊「傍聴席」

傍聴席

◎…高齢者の所在不明や年金の記録不備問題、国民ID制度の導入検討などを背景に、個人情報の適切な管理・保護の重要性が増している。事業者や公的機関に対し「監視に加え、適法な活用範囲などの助言機能を持つ第三者機関の設立が必要だ」と、情報法の第一人者である堀部政男・一橋大学名誉教授は提言する。

◎…先行する欧州では、

個人情報活用へ第三者機関を

一橋大学名誉教授

堀部 政男氏(74)



欧州連合(EU)各国の第三者機関代表で構成する作業部会が具体的な利用ルールなどを作成し、大手事業者に順守を求めている。こうした機関の設置が「国際的な整合性の観点からも不可欠だ」と指摘する。

堀部政男の発言紹介「個人情報活用へ第三者機関を」、 日本経済新聞2010年10月4日(月)朝刊「傍聴席」

一橋大学名誉教授堀部 政男氏(74) 「個人情報活用へ第三者機関を」

◎・・・高齢者の所在不明や年金の記録不備問題、国民ID制度の導入検討などを背景に、個人情報の適切な管理・保護の重要性が増している。事業者や公的機関に対し「監視に加え、適法な活用範囲などの助言機能を持つ第三者機関の設立が必要だ」と、情報法の第一人者である堀部政男・一橋大学名誉教授は提言する。

◎・・・先行する欧州では、欧州連合(EU)各国の第三者機関代表で構成する作業部会が具体的な利用ルールなどを作成し、大手事業者に順守を求めている。こうした機関の設置が「国際的整合性の観点からも不可欠だ」と指摘する。

国際的整合性①

国民生活審議会「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(2007年6月29日)からの抜粋→議論の現実的出発点の一つ

Ⅶ 国際的な整合性

(1) 現状

ア 個人情報保護における国際的な取組としては、1980年の「OECDプライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(以下「OECDガイドライン」という。)において示されている、いわゆる8原則が、以降の国際的な取組や各国における取組の基本となっている。我が国の個人情報保護制度もこのガイドラインに即したものとなっている。

イ 国際連合では、「電子計算機処理に係る個人データ・ファイルに関するガイドライン」を1990年に採択している。

ウ OECDでは、OECDガイドラインに沿った取組を推進しており、最近では、プライバシー法執行の越境的な課題の検討を行っている。

国際的整合性②

エ 欧州連合(EU)では、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」を採択している。この指令において、構成国は、個人データの第三国への移転は、原則として、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならないとされている。

オ アジア太平洋経済協力(APEC)では、APECプライバシーフレームワークを2005年11月に策定し、越境的なプライバシー規則の構築等、EUとは異なる検討を行っている。

(2) 課題

個人情報保護には世界共通のインフラが必要であることから、国際的な枠組み等のグローバルな視点も重要である。

我が国の法律では、国際的な情報の移転に関する規律自体は明確に定められていないことについて、どのように考えるかとの指摘がある。

国際的整合性③

(3) 今後の検討方向

ア OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討されており、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有や調査・執行の越境協力の課題が検討されている等、国際的な取組が進められている。

イ OECD, APEC, EU等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。

ウ 今後の我が国における個人情報保護制度を考えるに当たっては、我が国の制度や実態に加え、これらの国際的動向を十分に踏まえる必要がある。

第三者機関の意義 ①

国民生活審議会「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(2007年6月29日)からの抜粋→議論の現実的出発点の一つ

Ⅷ 第三者機関の意義

(1) 現状

ア 個人情報保護法において、第4章の個人情報取扱事業者の義務は、事業の用に供している個人情報の対象とされていることから、各事業等を所管する大臣が、主務大臣として、当該事業における個人情報の適正な取扱いについて、行政責任と権限を有するものとされている。

イ 平成19年5月31日現在、事業等を所管する各省庁により、22分野について35のガイドラインが策定され、主務大臣制の下、事業者等に対する指導・監督が実施されてきている。

ウ 平成19年5月31日現在、個人情報保護法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定個人情報保護団体として認定した団体は、計34団体である。

第三者機関の意義 ②

(2) 課題

諸外国には、中立的な第三者機関が個人情報保護法を執行している例も多い。

(3) 今後の検討方向

我が国では、個人情報の取扱いは民間事業者の事業活動の一環として行われ、当該事業活動と不可分なものであるとともに、業種・業態に応じた様々な特性を有していることから、個人情報の適正な取扱いを十分に確保するためには、事業ごとのきめ細かい判断が不可欠であり、また、当該事業活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であると考えられる。

こうしたこと等から、当面、主務大臣制を維持することが妥当であると考えられ、第三者機関の設置については、国際的な整合性も踏まえ、中長期的課題として検討することが必要である。

第三者機関の意義 ③

(参考) 国際的には、第三者機関として、次の要件を充足することを求める例がある^注。自主性・独立性や、適切な範囲の機能及びその実施の法的な権限による担保の観点から、我が国の機関がこの要件を充足することは困難であると考えられる。

- ① 適切な法的根拠に基づいて設置された公的機関であること。
- ② 所掌事務の遂行のために適切な水準の自主性・独立性が保証されていること。

自主性については、第三者機関が、法的・実務的に、第三者の許可を得ずに適切な措置を講じる権限を付与されていることが求められる。独立性については、第三者機関が政治的・行政的干渉を受けずに活動し、既得権益の影響に耐えることができるために重要である。

- ③ 所掌事務を定めている法律が、データ保護やプライバシーに関する国際的な枠組みに準拠していること。

第三者機関の意義 ④

④ 適切な範囲の機能を有しており、その実施が法的な権限により担保されていること。

データ保護の第三者機関は、法令順守、監督、調査、救済、指導及び公教育等の分野について、一連の機能を有する。第三者機関は、助言的な機能を有するだけでなく、法的・行政的な結果を伴う監督権限を有さなければならない。

注：「資格に関する委員会の基準及び規則並びに認定の原則」(2001年9月25日データ保護コミッショナー国際会議採択(2002年9月9日データ保護プライバシーコミッショナー国際会議改定))による。

資格に関する委員会の基準及び規則並びに認定の原則

- 堀部政男による注

CRITERIA AND RULES FOR CREDENTIALS COMMITTEE AND THE
ACCREDITATION PRINCIPLES

Adopted on 25 September 2001 during the 23rd International Conference of Data Protection Commissioners held in Paris, 24-26 September 2001 and as amended on 9 September 2002 during the 24th International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners held in Cardiff 9-11 September 2002

プライバシー・個人情報論議 の世界的展開の時期区分

- 第1期 プライバシー権の歴史的展開期
- 第2期 個人情報保護法議論期(1960年代)
- 第3期 個人情報保護法制定萌芽期(1970年代)
- 第4期 国際機関基準確立・個人情報保護
法制定発展期(1980年代)
- 第5期 国際機関基準確立・個人情報保護
法制定展開期(1990年代)
- 第6期 個人情報保護法制定拡大期(2000年代)
- 第7期 プライバシー・個人情報論議の展望

プライバシー・個人情報保護の EU視点の国際的整合性の例

- 第29条作業部会の「十分性」評価と欧州委員会による認定国等
- 欧州委員会は、第29条作業部会が第一段階としてWP 12により評価したところに基づき最終的に判断してきているが、これまでに、スイス(Switzerland)、カナダ(Canada)、アルゼンチン(Argentina)、アメリカ合衆国セーフハーバー・スキーム(the United States “safe harbor” scheme)、**ガーンジー(Guernsey)**、**マン島(Isle of Man)**、**ジャージー(Jersey)**、フェロー諸島(Faeroe Islands)について「十分性」を認定した。また、第29条作業部会は、2009年12月1日に、イスラエル(Israel)及びアンドラ(Andorra)について十分性を認める意見を採択した。

ジャージー(Jersey)について—イギリス本土から160Km離れたところにある島「JERSEY ISLAND」。「ジャージ」素材は、この島の漁師が作業着の生地として使っていたことが語源になってと言われています。

ONWARD NEWS

AIR JACKET CAMPAIGN



空気を着よう、AIR JACKET。



イギリス本土から160km離れたところにある島「JERSEY ISLAND」。
「ジャージ」素材は、この島の漁師が作業着の生地として使っていたことが語源になったと言われています。



ナチュラルウォーターをプレゼント!!

2010年9月17日(Fri)～10月31日(Sun)

フェア期間中、J.PRESS、gotairiku、DAKS、ck Calvin Klein、JOSEPH HOMME、23区HOMME、JOSEPH ABBOUDの7ブランド店頭にてAIR JACKETをご試着いただいた方にオリジナルAIR JACKET ウォーターを、ご購入いただいた方にオリジナルストールをプレゼントいたします。

※ノベルティには数に限りがございます。※ノベルティは写真の商品と異なる場合がございます。※開催期間は店舗によって異なります。また一部取り扱いしていないブランドもございます。



Original Stole!



Original Natural Water!

ガーンジー(Guernsey)①

—国際的整合性の例

- ガーンジー島でプライバシー・個人情報保護関係の国際会議が2007年4月に開かれるという話をしても、それを聞いた人で、その島を知っていた者は一人もいなかった。帰国後も、同様であった。インドの政治家・思想家で、インド独立の父とされるガンジー(Gandhi, 1869—1948)と発音が似ているために、インドの島であると誤解する人もいた。
- 私は、1980年代後半にプライバシー・個人情報保護関係の国際会議にときどき出席したが、そのいくつかの会議にガーンジー島のデータ保護コミッショナーが出ていて、懇談したことがある。そのため、ガーンジー島に独自のデータ保護法が制定されていること、その運用に当たるデータ保護コミッショナーがいることを知っていた。そのこともあって、1988年3月に出版した『プライバシーと高度情報化社会』(岩波書店)において、ガーンジー島のデータ保護法には、「チャンネル諸島」という表現で、触れている。

ガーンジー(Guernsey)②

- 当時において、世界のプライバシー・個人情報保護法の制定状況について、マン島やチャンネル諸島に言及したものはほとんどなかった。そのチャンネル諸島の1つがガーンジー島である。ガーンジー島では、1986年にデータ保護法が制定され、同法に基づきデータ保護コミッショナーが任命された。現在の法律は、2001年法である。116頁に及ぶデータ保護法があり、連合王国(イギリス)の1998年法を参考に行っているといえる。







Castle Cornet - Noon-day Gun

From at least the early years of the 19th century a gun was fired from Castle Cornet at noon and another at 2130 to recall soldiers of the garrison to their barracks - the Curfew gun. Originally the gun was fired from the Cavalier Battery on the citadel. A 9-pounder gun was used, but this was later replaced by an 18-pounder. The gun was discontinued in 1923 as an economy measure.

The Noon-day Gun ceremony in Castle Cornet was re-introduced as a visitor attraction in 1974. The gun is "fired" using a saluting charge of approximately 25 grammes. The charge is placed twelve to eighteen inches down the barrel of the gun and detonated electrically.

The gun is also used on ceremonial occasions, for example to mark the beginning and end of the 2-minute silence on Armistice Day.

The "Noon-day Gun" is a cast iron, smooth-bored 32-pounder, Blomefield pattern, cast by Carron Foundry in 1799. Its serial number is 60208, cast into the left hand trunnion, and it carries the arms of King George III. It has a calibre of 6.41 inches. In service the gun would have fired a 32 pound iron ball to an extreme range of about 2500 yards.

The gun stands on an original wooden garrison carriage with iron trucks (wheels). This is the only original carriage in the Castle.

Both gun and carriage stood for many years on the Parade Ground at Les Beaucamps Arsenal. They were transferred to Castle Cornet in 1953.

(The Blomefield Pattern gun was supposed to be a lighter replacement for the Armstrong for sea service, but in the event it wasn't. Its cascable is simplified and lightened - a single curve centred on mid-chamber. A cast in loop is designed to hold a breech rope. The Blomefield was standard issue on Naval ships by 1794, but Armstrongs were still on ships in 1808. Numbers of the guns were also made available for garrison use. Two 32-pounders were located in Castle Cornet in 1826. Nine were in the Castle in 1870, although smooth bores were by then obsolete.)

The uniforms and charges for the Noon-day Gun are sponsored by



CANNON
TRUST COMPANY
LIMITED





ガーンジー(Guernsey)③

- そのガーンジー島は、前掲の『プライバシーと高度情報化社会』でも記述しているように、イギリス(正式には大ブリテン及び北アイルランド連合王国)の一部でも植民地でもないが、女王の自治領である。それは、英語では、British crown dependency と表現されることがあるように、「保護領」ということもできる。しかし、イギリスの法律は適用されない。しかし、外交と防衛はイギリス政府に委任している。そのようなガーンジー島の概要について、ガーンジー島の現在のデータ保護コミッショナーであるピーター・ハリス(Peter Harris)氏と昼食のときに隣り合わせたので、いろいろと質問してみた。そのときに聞いたことも含めて、概要を記してみると、次のようになる。

ガーンジー(Guernsey)④

- 元首—連合王国のエリザベス2世
- 言語—英語が中心だが、フランス語も使う。
- 首都—セント・ピーター・ポート(St. Peter Port)
- 人口—約65,000人
- 面積—78平方キロメートル(東京都大島町である伊豆大島の面積が91.06平方キロメートルであるので、伊豆大島よりも少し小さい。)
- 位置—英仏海峡のフランスのノルマンジーに近いところに位置している。ロンドンの南方にあるギアトウィック(Gatwick)空港からプロペラ機で約1時間(実際の飛行時間は約40分)である。
- 主な産業—伝統的には、牧畜、農業、漁業であったが、現在は、金融サービスである。
- 税率—20%の均一税率

The Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law, 2001 (ss.1-21)

	PROJET DE LOI
	ENTITLED
	The Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law, 2001
	ARRANGEMENT OF SECTIONS
	PART I
	PRELIMINARY
1	Basic interpretative provisions.
2	Sensitive personal data.
3	The special purposes.
4	The data protection principles.
5	Application of Law.
6	The Commissioner.
	PART II
	RIGHTS OF DATA SUBJECTS AND OTHERS
7	Right of access to personal data.
8	Provisions supplementary to section 7.
9	Application of section 7 where data controller is credit reference agency.
10	Right to prevent processing likely to cause damage or distress.
11	Right to prevent processing for purposes of direct marketing.
12	Rights in relation to automated decision-taking.
13	Compensation for failure to comply with certain requirements.
14	Rectification, blocking, erasure and destruction.
15	Jurisdiction and procedure.
	PART III
	NOTIFICATION BY DATA CONTROLLERS
16	Preliminary.
17	Prohibition on processing without registration.
18	Notification by data controllers.
19	Register of notifications.
20	Duty to notify changes.
21	Offences.

The Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law, 2001

(ss.22-50)

22	Preliminary assessment by Commissioner.
23	Power to make provision for appointment of data protection supervisors.
24	Duty of certain data controllers to make certain information available.
25	Functions of Commissioner in relation to making of notification regulations.
26	Fees regulations.
PART IV	
EXEMPTIONS	
27	Preliminary.
28	Public security.
29	Crime and taxation.
30	Health, education and social work.
31	Regulatory activity.
32	Journalism, literature and art.
33	Research, history and statistics.
34	Public information.
35	Disclosures required by law or made in connection with legal proceedings etc.
36	Domestic purposes.
37	Miscellaneous exemptions.
38	Power to make further exemptions by Order.
39	Transitional relief.
PART V	
ENFORCEMENT	
40	Enforcement notices.
41	Cancellation of enforcement notice.
42	Request for assessment.
43	Information notices.
44	Special information notices.
45	Determination by Commissioner as to the special purposes.
46	Restriction on enforcement in case of processing for the special purposes.
47	Failure to comply with notice.
48	Rights of appeal.
49	Determination of appeals.
50	Powers of entry and inspection.
PART VI	
MISCELLANEOUS AND GENERAL	

The Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law, 2001 (ss.51-72)

	<i>Functions of Commissioner</i>
51	General duties of Commissioner.
52	Codes of practice and reports to be laid before the States.
53	Assistance by Commissioner in cases involving processing for the special purposes.
54	International co-operation.
	<i>Unlawful obtaining etc. of personal data</i>
55	Unlawful obtaining etc. of personal data.
	<i>Records obtained under data subject's right of access</i>
56	Prohibition of requirement to produce certain records.
57	Avoidance of certain contractual terms relating to health records.
	<i>Information provided to Commissioner or a court</i>
58	Disclosure of information.
59	Confidentiality of information.
	<i>General provisions relating to offences</i>
60	Prosecutions and penalties.
61	Liability of directors etc.
	<i>General</i>
62	Application to committees of the States.
63	Application to the police.
64	Transmission of notices etc. by electronic or other means.
65	Service of notices by Commissioner.
66	Ordinances, orders, regulations and rules.
67	Interpretation and supplementary definitions.
68	Index of defined expressions.
69	Amendment by Ordinance.
70	Modifications of Law.
71	Transitional provisions and savings.
72	Repeals and revocations.

The Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law, 2001 (ss.73 & 74, Schedules 1-12)

73	Rules of court.
74	Citation, commencement and extent.
SCHEDULES	
Schedule 1 - The data protection principles.	
Part I - The principles.	
Part II - Interpretation of the principles.	
Schedule 2 - Conditions relevant for purposes of the first principle: processing of any personal data.	
Schedule 3 - Conditions relevant for purposes of the first principle: processing of sensitive personal data.	
Schedule 4 - Cases where the eighth principle does not apply.	
Schedule 5 - The Data Protection Commissioner.	
Schedule 6 - Miscellaneous exemptions.	
Schedule 7 - Transitional relief.	
Part I - Interpretation of Schedule.	
Part II - Exemptions available during the First Transitional Period.	
Part III - Exemptions available during the Second Transitional Period.	
Part IV - Exemptions after the First Transitional Period for historical research.	
Part V - Exemption from section 22.	
Schedule 8 - Powers of entry and inspection.	
Schedule 9 - Further provisions relating to assistance under section 53.	
Schedule 10 - Modifications of law having effect before 24th October 2007.	
Schedule 11 - Transitional provisions and savings.	
Schedule 12 - Repeals and revocations.	
Part I - Repeal of Law.	
Part II - Repeal of Ordinances	
Part II - Revocation of Regulations.	

Commission decision on the adequacy of the protection of personal data in third countries

- **Guernsey**
- [Commission Decision](#) of 21 November 2003 on the adequate protection of personal data in Guernsey - OJ L 308, 25.11.2003
- [Opinion 5/2003](#) of the Art. 29 Working Party (Opinion 5/2003 on the level of protection of personal data in Guernsey, Adopted on 13 June 2003)

Opinion 5/2003 of the Art. 29 Working Party (Opinion 5/2003 on the level of protection of personal data in Guernsey, Adopted on 13 June 2003)

ARTICLE 29 Data Protection Working Party



10595/03/EN
WP 79

Opinion 5/2003 on the level of protection of personal data in Guernsey

Adopted on 13 June 2003

The Working Party has been established by Article 29 of Directive 95/46/EC. It is the independent EU Advisory Body on Data Protection and Privacy. Its tasks are laid down in Article 30 of Directive 95/46/EC and in Article 14 of Directive 97/66/EC. The Secretariat is provided by:

Directorate E (Services, Intellectual and Industrial Property, Media and Data Protection) of the European Commission, Internal Market Directorate-General, B-1049 Brussels, Belgium, Office No C100-6/136.
Website: www.europa.eu.int/comm/privacy

Commission Decision of 21 November 2003 on the adequate protection of personal data in Guernsey - OJ L 308, 25.11.2003

25.11.2003	EN	Official Journal of the European Union	L 308/27
COMMISSION DECISION of 21 November 2003 on the adequate protection of personal data in Guernsey (notified under document number C(2003) 4309) (Text with EEA relevance) (2003/821/EC)			
THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,			
Having regard to the Treaty establishing the European Community,			
Having regard to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data ⁽¹⁾ , and in particular Article 25(6) thereof,			
After consulting the Working Party on Protection of Individuals with regard to the processing of personal data ⁽²⁾ ,			
Whereas:			
(1) Pursuant to Directive 95/46/EC, Member States are required to provide that the transfer of personal data to a third country may take place only if the third country in question ensures an adequate level of protection and if the Member States' laws implementing other provisions of the Directive are complied with prior to the transfer.			
(2) The Commission may find that a third country ensures an adequate level of protection. In that case, personal data may be transferred from the Member States without additional guarantees being necessary.			
(3) Pursuant to Directive 95/46/EC the level of data protection should be assessed in the light of all the circumstances surrounding a data transfer operation or a set of data transfer operations, and giving particular consideration to a number of elements relevant for the transfer and listed in Article 25(2) thereof.			
(4) Given the different approaches to data protection in third countries, the adequacy assessment should be carried out, and any decision based on Article 25(6) of Directive 95/46/EC should be made and enforced in a way that does not arbitrarily or unjustifiably discriminate against or between third countries where like conditions prevail, nor constitute a disguised barrier to trade, regard being had to the Community's present international commitments.			
(5) The Bailiwick of Guernsey is one of the dependencies of the British Crown (being neither part of the United Kingdom nor a colony) that enjoys full independence, except for international relations and defence which are the responsibility of the United Kingdom Government. The Bailiwick of Guernsey should therefore be considered as a third country within the meaning of the Directive.			
(6) With effect from August 1987, the United Kingdom's ratification of the Council of Europe Convention on the Protection of Individuals with regard to automatic processing of personal data (Convention No 108) was extended to the Bailiwick of Guernsey.			
(7) As regards the Bailiwick of Guernsey, the legal standards on the protection of personal data based on the standards set out in Directive 95/46/EC have been provided for in the Data Protection (Bailiwick of Guernsey) Law 2001, which entered into force on 1 August 2002.			
(8) Sixteen statutory instruments (orders) have also been adopted in Guernsey in 2002, laying down specific rules concerning issues such as subject access, processing of sensitive data and notification to the data protection authority. These instruments complement the law.			
(9) The legal standards applicable in Guernsey cover all the basic principles necessary for an adequate level of protection for natural persons. The application of these standards is guaranteed by judicial remedy and by independent supervision carried out by the authorities, such as the Data Protection Commissioner invested with powers of investigation and intervention.			
(10) Guernsey should therefore be regarded as providing an adequate level of protection for personal data as referred to in Directive 95/46/EC.			
(11) In the interest of transparency and in order to safeguard the ability of the competent authorities in the Member States to ensure the protection of individuals as regards the processing of their personal data, it is necessary to specify the exceptional circumstances in which the suspension of specific data flows may be justified,			
⁽¹⁾ OJ L 281, 23.11.1995, p. 31. ⁽²⁾ Opinion 5/2003 on the level of protection of personal data in Guernsey, adopted by the Working Party on 13 June 2003, available at http://europa.eu.int/comm/internal_market/privacy/workinggroup/			

ガイドラインでも国際移転に言及

ABPI GUIDELINES FOR THE SECONDARY USE OF DATA FOR MEDICAL RESEARCH PURPOSES (2007)

The Association of the British Pharmaceutical Industry

12 Whitehall London SW1A 2DY

Telephone: 0870 890 4333

Fax: 020 7747 1411

E-mail: abpi@abpi.org.uk

Web: www.abpi.org.uk

このガイドラインの中でも個人データを移転できるところとして、ガーンジー島などをあげている。

マン島 (Isle of Man)、ジャージー (Jersey)、フェロー諸島 (Faeroe Islands) 等についても検討

- マン島 (Isle of Man)、ジャージー (Jersey)、フェロー諸島 (Faeroe Islands) 等についても検討する必要がある。

沖縄個人情報保護特区構想の提起

- 1980年代後半、国際会議において、**ガーンジー** (Guernsey)、**マン島** (Isle of Man)、**ジャージー** (Jersey) 等のコミッショナーと懇談、ヨーロッパ大陸諸国、イギリス等のデータ保護法との整合性を強調
- それぞれ個人データ処理のセンター、金融機関のデータ処理センターなどの取り扱う個人データの保護の必要性・重要性
- 日本の地方公共団体における個人情報保護条例の検討と成立(1990年)⇒民間部門についても規定⇒**PDマーク**

- 登録事業者には
 - ・「個人情報取扱業務登録済証」の交付

個人情報取扱業務登録済証	
登録番号	00-12345
登録年月日	平成〇年〇月〇日
住所又は主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇
個人情報の取扱いに係る業務の名称	顧客情報管理業務



神奈川県個人情報保護条例第30条第3項の規定により登録したことを証します。

平成〇年〇月〇日

神奈川県知事 松沢 成 実



•「登録済マーク」(愛称「PDマーク」)を登録済業務の書類等に
使用可



＊ ＊ 登録済マーク(PDマーク) ＊ ＊

中央のPはパーソナル(個人)、周囲のDはデータ(情報)を

表し、DがPを囲み個人情報保護することを表現しています。

ブリュッセル・データ保護会議①

- ブリュッセルのデータ保護会議の開催(2009年4月23日)とアジェンダ
- ベルギーの首都ブリュッセルにおいて、2009年4月23日、日白協会 (Belgium-Japan Association) 主催のデータ保護会議 (BJA-Conference on Data Protection) が開催された。この会議は、BJA副理事長であるタンギー・バン・オーバーストラテン (Tanguy Van Overstraeten) 弁護士 (リンクレーターズ法律事務所 (Linklaters LLP) のパートナー) が中心になって企画された。一昨年、バン・オーバーストラテン弁護士に会った際に同氏からEUと日本の対話を考えている旨の話を聞いていた。
- 2009年4月23日の「EUと日本におけるプライバシー・個人情報保護」 (Privacy and Personal Data Protection between EU and Japan) 会議と称することができるデータ保護会議のアジェンダは、次のようになった。
- ○序論 (Introduction) リンクレーターズ法律事務所 タンギー・バン・オーバーストラテン
- ○日本におけるプライバシー・個人情報保護 (Privacy and personal information protection in Japan) 一橋大学名誉教授 堀部政男

ブリュッセル・データ保護会議②

- ○欧州連合におけるデータ保護—EUから第三国への個人データ移転
(Data Protection in the European Union - Personal Data Transfers from the EU to third countries) タンギー・バン・オーバーストラテン
- ○十分性認定手続(Adequacy finding procedure) 欧州委員会・司法自由安全総局(European Commission Directorate-General-Justice, Freedom and Security)法務政策部(Legal Affairs and Policy)ユニットD5・データ保護(Unit D5 -Data Protection)事務官(Desk Officer) ハナ・ペチャコバ(Hana Pechackova)
- ○日本におけるデータ保護—2006年第一段階のCRIDによる調査結果
(Data Protection in Japan: Findings by CRID in FIRST STEP report of 2006)
[CRIDは Centre de recherche informatique et droit(情報法研究センター)の略] ナミュール大学教授(Prof. at the University of Namur) イブ・プレ(Yves Poullet)→当日、プレ教授が病気のため出席できなかったので、フランク・デュモルチエ(Franck Dumortier)氏が出席して講演

ブリュッセル・データ保護会議③

- ○ケース・スタディ: EUにおけるAGCのデータ保護ルールの取扱い (Case study: AGC dealing with data protection rules in the EU) AGC Europe [AGCは、Asahi Glass Corporation] 租税・監査・リスク・マネージメント・ディレクター (Tax, Audit & Risk Management Director) エマニュエル・ハザール (Emmanuel Hazard)
- ○閉会の辞 (Closing remarks) タンギー・バン・オーバーストラテン

ECの「十分性認定手続」と日本①

- ペチャコバ女史は、特に日本について、次のようなことを述べた。
- 委員会は、第三国が十分なレベルの保護を確保していると認定することができる。
- このような決定の効果は、個人データが27のEU構成国及び3つの欧州経済領域（European Economic Area, EEA）（ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランド）からその第三国へ、追加的な安全保護措置を必要としないで、流通することができることである。

ECの「十分性認定手続」と日本②

- 日本は、個人の私生活にかかわる個人データ及び基本権に関して十分なレベルの保護を提供している国であるとは、EUによっていまだ認められていない。
- したがって、EU構成国から日本へのデータの移転は、EU構成国各国のデータ保護機関による事前の情報／権限付与 (prior information/authorization) を意味する指令 95/46/EC第26条に従って行われなければならない。

EUデータ保護指令及びe-プライバシー 指令について

消費者庁『国際移転における企業の個人データ保護措置調査報告書』
(2010年3月)の堀部政男「Ⅱ EUデータ保護指令と個人データの国際移
転」から

- 「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に
関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95／46／EC指令」
(Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24
October 1995 on the protection of individuals with regard to the
processing of personal data and on the free movement of such data)とし
て採択された。これがEUデータ保護指令(EU Data Protection Directive)、
指令95/46/EC(Directive 95/46/EC)などと略称されているものである。
- このEUデータ保護指令は、3年後の1998年10月24日に発効した。

EUデータ保護指令及びe-プライバシー指令について

- また、前掲の②の「公衆デジタル通信網特にISDN及び公衆デジタル移動体通信網における個人データ及びプライバシー保護に関する理事会指令提案」は、これまでに見てきたデータ保護指令よりもかなり遅れて、1997年12月15日に「電気通信分野における個人情報取扱い及びプライバシー保護に関する1997年12月15日の欧州議会及び理事会の指令97/66/EC」(Directive 97/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector)として採択された。この1997年の電気通信分野の指令は、2002年7月12日に「電子通信分野における個人情報取扱い及びプライバシー保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会の指令2002/58/EC(プライバシー及び電気通信に関する指令)」(Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications))によって全面的に修正された。これは、e-プライバシー指令(e-Privacy Directive)と呼ばれることがある。

EU指令を参照した日本の個人情報保護 ガイドラインの例

- EUデータ保護指令
- 通商産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(1997年3月4日通商産業省告示第98号)【1989年通産省ガイドラインの改正】
- e-プライバシー指令(電子通信指令)
- 郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(1998年12月2日郵政省告示第570号)【1991年郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(9月)の改正】

日本の自治体の情報関係 条例制定の提唱と実現

- 1970年前後から情報公開の制度化を提唱、その検討・審議等・制度の運用等にかかわる。例えば、1978年から神奈川県の情報公開制度化を検討し、神奈川県情報公開推進懇話会小委員会委員長として、「神奈川県の情報公開制度に関する提言」(1982年7月17日)をまとめる。神奈川県公文書公開審査会会長職務代理者(1983年4月～1997年3月)、神奈川県情報公開(公文書公開)審査会会長(1997年4月～現在)。東京都をはじめ多くの自治体で制度化にかかわる(また、国の情報公開法にも関与する)。情報公開については早くから“生みの親”と呼ばれてきた。
- 1970年代前半には個人情報保護の制度化を提唱その検討・審議等・制度の運用等にかかわる。例えば、自治体では、「神奈川県の個人情報保護制度に関する提言」(1989年9月)、東京都個人情報保護懇談会「東京都の個人情報保護制度のあり方についての提言」(1990年6月)等にかかわる(国の行政機関・民間部門の個人情報保護法にも関与する)。個人情報保護についても“生みの親”と呼ばれることがある。

沖縄個人情報保護特区化法(仮称)等の検討

これらの経験から、当面、次のようなことが考えられる。

- EUデータ保護指令のレベルを満たす「沖縄個人情報保護特区化法(仮称)」の検討
- 「沖縄県個人情報保護特区化法(仮称)」の制定
- 体制整備、特に個人情報保護独立監視機関の設置
- 条例による対応
- (株)レキサスの「個人データ保護認証」取得(ニュース・リリース2010年10月26日
⇒秘密分散技術を活用したデータ通信・保管サービスについて、国際的な第三者認証機関テュフラインランドジャパン株式会社により、EUデータ保護指令及びドイツ連邦データ保護法の関連要求事項を満たす適切な保護措置を講じているとして、国内で初めて認証された。)
- EUに審査要請
- クラウドコンピューティング時代に適合的なデータセンターの振興
- 個人情報保護特区の沖縄の情報産業の高度化⇒情報産業の発展

沖縄県個人情報保護条例の検討①

沖縄県個人情報保護条例2005(平成17)年3月31日条例第2号
沖縄県個人情報保護条例(1994(平成6)年沖縄県条例第33号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護(第6条—第12条)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第13条—第28条)

第2節 訂正(第29条—第36条)

第3節 利用停止(第37条—第42条)

第4節 不服申立て(第43条—第46条)

沖縄県個人情報保護条例の検討②

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第47条—第52条)

第5章 沖縄県個人情報保護審査会(第53条—第60条)

第6章 雑則(第61条—第65条)

第7章 罰則(第66条—第70条)

附則

個人情報とは、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念に基づき、最大限に保護されるべきものである。

情報処理及び通信技術の進歩を背景とした高度情報通信社会の進展は、医療、交通、環境、防災等における社会問題の解決に貢献し、また消費生活における各種サービスの提供を可能にするなど、県民生活に便利と豊かさをもたらしている。

沖縄県個人情報保護条例の検討③

しかし一方では、個人情報が、広範に収集、蓄積、利用されることに伴って、自己に関する情報がどのように取り扱われているかを充分に知りたいという県民の要請が高まっており、これに対する積極的な対策が必要となっている。

このような認識の下に、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報について、個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

沖縄県個人情報保護条例の検討④

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指導及び助言)

第47条 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

(指針の作成及び公表)

第48条 知事は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

(苦情相談の処理)

第49条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

沖縄県個人情報保護条例の検討⑤

（説明又は資料提出の要求）

第50条 知事は、事業者が個人情報をも不適正に扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第51条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に扱っていると認めるときは、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第52条 知事は、事業者が正当な理由なく第50条の規定による説明又は資料提出の要求を拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

沖縄県個人情報保護条例の検討⑥

第5章 沖縄県個人情報保護審査会(一部のみ)

(設置及び組織)

第53条 この条例の規定に基づく諮問に係る事項を調査審議するため、沖縄県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審査会は、知事が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

沖縄の特徴①支援制度

- 新通信コスト低減化支援事業
- 沖縄GIX(アジアへのアクセス) *
- 地域雇用開発助成金
- 人材育成支援策
- 経済特区制度
- 支援施設
- 沖縄IT津梁パーク

* 沖縄GIX構築事業

- 沖縄県から直接アジア等海外への接続可能なGIX(グローバルインターネットエクスチェンジ)を活用し、アジア向けの情報発信拠点とすることが可能

(沖縄県の資料による)

沖縄の特徴②経済特区・税制の優遇措置

- 経済特区(情報通信産業振興地域・情報特区の指定)
- 税制の優遇措置
 1. 情報通信産業振興地域(県内24市町村)
 - (1)対象業種:情報通信産業等 ※電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター業等7業種
 - (2)設備・機械等の投資税額控除等(国税・地方税)
 2. 情報通信産業特別地区(那覇市、浦添市、名護市、宜野座村)
 - (1)対象業種:特定情報通信事業 ※IDC, ISP, IX(10名以上雇用の新設法人)
 - (2)設立後10年間、所得の35%控除
 3. 金融業務特別地区(名護市)

(沖縄県の資料による)

これらの課題の検討方法が課題

- ここでは、EUデータ保護指令のレベルを満たす「沖縄個人情報保護特区化法（仮称）」の検討を掲げた。
- いくつかの法律の立法過程にかかわってきた経験からすると、産官学がその必要性を認識し、取り組まなければならない。
- その他の手法についても検討が必要である。
- 2010年7月、ボランティアによる「沖縄セキュア・クラウド推進協議会」(Okinawa Secure Cloud Promotion Council, OSEC)が結成された。
- 現段階では、これらの課題の検討方法が課題である。
- 大いに議論することを期待したい。

ご清聴ありがとうございました。

一橋大学名誉教授
堀部 政男